

社会福祉法人秀桜会 評議員・役員の報酬及び費用弁償等に関する 規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秀桜会 評議員・役員の報酬、及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう評議員は、評議員選任・解任委員会によって選ばれた4名～7名、役員は、理事6名、監事2名をいう。

(報酬)

第3条 評議員・役員が、評議員会・理事会に出席した場合、半日5,000円、全日10,000円とする。また、評議員会・理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の求めによりその業務にあたった場合は、1時間あたり2,000円の報酬を支払うことができる。

2 評議員・役員が、法人職員であり、給与を支給されている場合には、報酬を支給しない。

(旅費)

第4条 評議員・役員が、評議員会・理事会に出席した場合、多久市内在住者には、旅費を支給せず、多久市外在住者には、実費（車賃の場合、1kmにつき37円）を支給する。

2 評議員・役員が、法人業務のために自宅から多久市外に出張する場合は、施設職員の旅費規程（車賃の場合、1kmにつき37円）を準用して、自宅からの旅費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

附則

この規程は、平成29年5月22日より施行する。